

条 例

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十五号

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例

(手数料の納付)

第一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を受ける者は、この条例の定めるところにより、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

(手数料の減免)

第二条 審理員（法第十一条第二項に規定する審理員をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいう。）が同項第三号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員（法第十一条第二項に規定する審理員をいう。）」とあるのは、「次項の審査庁」とする。

(準用)

第三条 第一条及び前条第一項の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第一条中「第三十八条第一項」とあるのは、「第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

2 第一条及び前条第一項の規定は、法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付について準用する。この場合において、第一条中「第三十八条第一項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項」と、前条第一項中「審理員（法第十一条第二項に規定する審理員をいう。）」とあるのは「埼玉県行政不服審査会」と読み替えるものとする。

(手数料の還付)

第四条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないと

きは、五万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、法の施行の日から施行する。

別表(第一条関係)

交付の方法	種別		金額
	イ	ロ	
一 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	イ 白黒	ロ カラー	用紙一枚につき 十円
	イ 白黒	ロ カラー	用紙一枚につき 二十円
二 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	イ 白黒	ロ カラー	用紙一枚につき 十円
	イ 白黒	ロ カラー	用紙一枚につき 二十円

備考

一 用紙の大きさは、日本工業規格A列三番又はA列四番とする。

二 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。